

# 審 議 事 項

1	令和8年における休業日の設定について（案）	
1	【水産物】	1
2	【青果物】	3
3	【食 肉】	5
4	【花 き】	7
	（資料） 東京都中央卸売市場条例（抜粋）	9
	（参考） 「開場日・休業日の設定に関する指針」	10
	（全国中央卸売市場協会）	
2	卸売市場法改正に伴う東京都中央卸売市場条例の 改正について（案）	11

## 令和8年における休業日の設定について（案）

令和8年における休業日の設定については、生産者、実需者及び消費者のニーズに対応した市場機能の確保及び市場関係者の適切な労働環境の実現の観点から、次のように設定する。

### 第1【水産物】

#### 1 休業日 114日（開場日数 251日）

- (1) 原則として祝日のある週においては日曜日及び祝日を、祝日のない週においては日曜日及び水曜日を休業日とする。
- (2) 年始は1月1日から4日まで、年末は12月31日を休業日とする。
- (3) 8月14日及び8月15日を夏期休業日とする。

#### 2 日曜日又は祝日であるが開場日とする日

5月6日、9月23日及び12月27日を開場日とする。

#### 3 祝日がある週の水曜日を休業日とする日

1月14日、2月25日、3月18日及び7月22日を休業日とする。

# 令和8年 開場日及び休業日 【水産】 (案)

開場日数 251日

1月 (19日)						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2月 (19日)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

3月 (21日)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

4月 (21日)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

5月 (21日)						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

6月 (22日)						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7月 (21日)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8月 (20日)						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9月 (20日)						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

10月 (23日)						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

11月 (21日)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

12月 (23日)						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

凡・例 :  休業日 (114日)

赤文字は日曜日又は祝日

## 第2【青果物】

### 1 休業日 118日（開場日数 247日）

(1) 原則として祝日のある週においては日曜日及び祝日を、祝日のない週においては日曜日及び水曜日を休業日とする。

(2) 年始は1月1日から4日まで、年末は12月30日及び12月31日を休業日とする。

(3) 8月14日及び8月15日を夏期休業日とする。

### 2 日曜日又は祝日であるが開場日とする日

5月6日、9月23日及び12月27日を開場日とする。

### 3 祝日がある週の水曜日を休業日とする日

1月14日、2月25日、3月18日、7月22日、10月14日、11月4日及び11月25日を休業日とする。

# 令和8年 開場日及び休業日 【青果】 (案)

開場日数 247日

1月 (19日)						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2月 (19日)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

3月 (21日)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

4月 (21日)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

5月 (21日)						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

6月 (22日)						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7月 (21日)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8月 (20日)						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9月 (20日)						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

10月 (22日)						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

11月 (19日)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

12月 (22日)						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

凡 ・  休業日 (118日)  
例 ・

赤字は日曜日又は祝日

### 第3【食肉】

#### 1 休業日 118日（開場日数 247日）

(1) 原則として土曜日、日曜日及び祝日を休業日とする。

(2) 年始は1月1日から4日まで、年末は12月29日から31日までを休業日とする。

(3) 8月12日及び8月13日を休業日とする。

#### 2 土曜日、日曜日又は祝日であるが開場日とする日

1月10日、5月2日、8月8日、9月19日、11月28日、12月5日、  
12月12日、12月19日、12月26日を開場日とする。

# 令和8年 開場日及び休業日【食肉】(案)

開場日数 247日

1月 (20日)						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2月 (18日)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

3月 (21日)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

4月 (21日)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

5月 (19日)						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

6月 (22日)						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7月 (22日)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8月 (19日)						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9月 (20日)						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

10月 (21日)						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

11月 (20日)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

12月 (24日)						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

凡：  休業日 (118日)  
例： 

赤文字は日曜日又は祝日

## 第4【花き】

### 1 休業日 全5市場共通：58日（開場日数 307日）

- (1) 花きの取引は、年間を通して、切花が月・水・金、鉢物が火・木・土の各曜日に行われているため、原則として日曜日を休業日とする。
- (2) 年始は1月1日から1月4日、年末は12月30日及び12月31日を休業日とする。
- (3) 8月13日、8月15日及び17日を夏期休業日とする。
- (4) その他、市場ごとに需要特性等を考慮して休業日を設定する。

### 2 日曜日であるが開場日とする日

- 松の取引日として、12月6日を開場日とする。
- 千両の取引日として、12月20日を開場日とする。

### 3 市場別休業日

- (1) 北足立市場（50日） 毎週木曜日（5月7日を除く）、12月20日（日）
- (2) 大田市場（7日） 2月14日（土）、7月18日（土）、7月25日（土）、8月1日（土）、8月8日（土）、8月22日（土）、8月29日（土）
- (3) 板橋市場（53日） 毎週木曜日、2月14日（土）、8月11日（火）、12月29日（火）
- (4) 葛西市場（50日） 毎週木曜日（4月30日及び5月7日を除く）、8月11日（火）、12月29日（火）
- (5) 世田谷市場（0日） なし

# 令和8年 開場日及び休業日【花き】(案)

開場日数 307日

1月 (24日)						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2月 (24日)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

3月 (26日)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

4月 (26日)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

5月 (26日)						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

6月 (26日)						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7月 (27日)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8月 (23日)						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9月 (26日)						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

10月 (27日)						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

11月 (25日)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

12月 (27日)						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

凡・例：  全5市場共通の休業日 (58日)

赤字は日曜日又は祝日

市場別休業日

- 北足立市場：毎週木曜日(5月7日を除く)、12月20日
- 大田市場：2月14日、7月18、25日、8月1、8、22、29日
- 板橋市場：毎週木曜日、2月14日、8月11日、12月29日
- 葛西市場：毎週木曜日(4月30日、5月7日を除く)、8月11日、12月29日
- 世田谷市場：なし

## 東京都中央卸売市場条例（抜粋）

### （開場の期日）

第5条 市場は、次条に規定する休業日を除き、毎日開場するものとする。

- 2 開場する日において、卸売業者、仲卸業者及び関連事業者は、それぞれの市場における業務を行わなければならない。
- 3 やむを得ない理由により、仲卸業者又は関連事業者が前項の業務を行うことができない場合は、規則で定めるところにより、あらかじめ知事に届け出なければならない。

### （市場休業日）

第6条 市場の休業日は、市場の取扱品目ごとに、取引参加者（卸売業者、仲卸業者その他の卸売市場において売買取引を行う者をいう。以下同じ。）の意見を聴いて、知事が定める。ただし、休業日に卸売業者、仲卸業者及び関連事業者がその市場における業務（卸売の業務にあつては、せり売又は入札の方法による卸売を除く。）を行うことを妨げるものではない。

- 2 知事は、前条第一項及び前項の規定にかかわらず、都民の食生活への影響、市場業務に従事する者の労働条件、産地の出荷事情等を考慮し、休業日に臨時に開場し、又は開場日に臨時に休業することができる。

## 開場日・休業日の設定に関する指針

令和2年5月29日制定

令和3年6月7日改正

全国中央卸売市場協会

業務規程に基づき開設者が定める臨時開場日及び臨時休業日（業務規程に基づき開設者が定める開場日及び休業日を含む。以下、「開場日」「休業日」という。）については、これまでの経緯や市場を取り巻く社会経済環境の変化、市場関係団体からの要請、市場の公共性や地域の実情等を踏まえ下記を考慮したうえで、各開設者が具体的に設定するものとする。

なお、本指針の対象は青果・水産物を取扱品目とする市場とする。

### 記

#### 1 市場の年間休業日数と休業日

- (1) 休業日の設定については、昨今の社会経済情勢を踏まえ、市場業者の労働環境の確保や市場取引の活性化の観点から、最低限完全週休2日を想定した年間休業日数を確保することを目標とする。
- (2) なお、上記の年間休業日数には、8月の盆休みや年末年始の休業日も含めることを基本とするが、産地や実需者の状況、市場業者の経営環境や市場の特性を踏まえ、上記目標に上乗せして休業日数を設定することも可能とする。

#### 2 休業日の設定及び対応

- (1) 休業日は、原則として日曜・祝日とし、完全週休2日を想定した年間休業日数を確保するため祝日のない週においては、日曜・水曜を基本とする。
- (2) 休業日の設定に当たっては、休業日における小売支援のための連携方法等について、市場関係者と協議・調整を行い、卸売市場の機能確保に努めるものとする。

#### 3 連休における臨時開場日の設定

二日以上連続した休業日においては、生鮮食料品等の商品特性や安定供給、産地及び市場の流通事情も考慮したうえで、必要に応じて開場日を設定するものとする。

#### 4 開場日・休業日の全国統一など

- (1) 開場日・休業日は、できるだけ全国的に統一して実施できるよう各都市連携し、努力する。ただし、それぞれの市場の特性や地域の実情を考慮し対応することとする。
- (2) 青果と水産物の取扱品目を併せ持つ市場にあつては、総合市場としての機能確保と利用者の利便性確保の観点から、できるだけ開場日・休業日を統一することが望ましいが、その市場特性や実情に応じて両部門の異なる取扱も考慮して対応することとする。

#### 5 開場日・休業日の周知徹底

決定された開場日・休業日については、市場関係者等に周知徹底を図り、万全を期するものとする。

※ この指針については、毎年協議を行い必要に応じて変更できることとする。

# 卸売市場法改正に伴う東京都中央卸売市場条例の改正について(案)

## 1 概要と経緯

- 令和7年6月に卸売市場法が改正(令和8年4月施行予定)されたことに伴い、東京都中央卸売市場条例を改正。
- 今回の卸売市場法の改正は、食料の安定供給の実現等に向けた一連の法改正として行われたもの。

### 【関係法改正の概要】

- ◇令和6年6月 食料・農業・農村基本法の改正  
食料の安定的な供給に向け、食料供給能力の維持や合理的な価格の形成に係る規定等を整備
- ◇令和7年6月 食品等持続的供給法(※)の改正  
(※) 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律  
合理的な費用を考慮した価格形成等に向け、取引に係る規制的措置や食品等事業者等に対する支援施策を法制化
  - ・農林水産大臣が指定した品目(※)について、コスト指標を作成・公表する制度を整備
  - (※) 国は、米、野菜、牛乳、豆腐・納豆を候補として検討しており、今後、省令で指定予定
  - ・取引の規制的措置の一つとして、事業者に対する努力義務を規定
    - ① 費用等に係る協議への誠実な応諾
    - ② 商習慣の見直し等の取組の提案への検討・協力

## 2 卸売市場法改正の内容

- 卸売市場(中央卸売市場・地方卸売市場)の開設者に対し、業務規程(条例等)で以下の事項の公表を規定することを義務化。
  - ① 当該卸売市場で取り扱う指定品目
  - ② 指定品目のコスト指標
  - ③ その他(事業者の努力義務の内容)(公表方法について、国は、インターネットの利用等を想定)

### 3 東京都中央卸売市場条例の改正

- 現行条例で取引等に係る卸売市場の業務の方法等を定める部分に、以下の条文（未定稿）を新設

（条文要旨）

知事は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を公表するものとする。

- ・ 当該卸売市場で取り扱う食品等持続的供給法（42条1項）に規定する指定飲食料品等
- ・ 指定飲食料品等の食品等持続的供給法（42条1項1号）に規定する指標
- ・ 食品等持続的供給法（36条各号）に規定する措置（事業者の努力義務）の内容

### 4 条例改正に伴う都の取組

- 条例で新たに規定される公表事項について東京都中央卸売市場のホームページで公表
- 市場業者から本制度に関する相談が寄せられた場合に、助言及び必要に応じて農林水産省への通報
- 農林水産省が行う食品の取引実態に関する調査への協力

### 5 今後の進め方

- 法改正に関する業界説明を経て、第四回都議会定例会に条例改正案を上程予定
- その後、改正条例に係る業界説明や農林水産省への認定手続きを行った上で、令和8年4月に条例施行